

(米ス協 2)

米原市スポーツ協会加盟競技団体申込に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、米原市スポーツ協会に加盟する競技団体について定めたものとします。

(対象)

第2条 米原市スポーツ協会規約第4条の規定のうち、米原市内で活動する競技団体で、市内在住者が5名以上の団体とします。

2 加盟できる競技団体は、一競技種目につき一団体とする。

(会費)

第3条 米原市スポーツ協会に加盟する競技団体は、別紙加盟申込書および下表の加盟金を納めなければならない。

対 象 人 数	会 費
5人以上 100人未満	1,000円
100人以上 200人未満	3,000円
200人以上	5,000円

(取消)

第4条 加盟団体が、米原市スポーツ協会規約および本規程に反するときは、加盟を取り消す場合があります。

(その他)

第5条 その他必要な事項については、米原市スポーツ協会会長が定めます。

付 則 この要綱は、平成17年 4月27日から施行する。
この要綱は、平成19年 4月25日から施行する。
この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。